

ダメ。絶対。 職場のハラスメント!!

パワハラとは？

例えば、こんな行為

- ◆暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ◆脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ◆隔離・仲間はずし・無視（人間関係からの切り離し）
- ◆業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ◆私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）



セクハラとは？

例えば、こんな行為

- ◆性的な冗談、からかい質問
- ◆わいせつ画面の閲覧、配付、掲示
- ◆性的な内容の噂を意図的に流す
- ◆体への不必要な接触
- ◆食事やデートにしつこく誘う
- ◆交際、性的な関係を強要

※被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当します。

ハラスメントのない職場づくりのためには

一人一人が互いに多様性を認め、相手を尊重し、適度なコミュニケーションを心がけましょう。加えて校内で働き方改革を推進し、ストレスの軽減や職場環境の改善を図っていくことが重要です。職員全体が一体となって、「ハラスメントをしない、させない、許さない、そして見逃さない」ために取組を徹底していきましょう。

ハラスメントを受けたと感じたら

我慢せず、まずは相手に対して拒否や抗議等の明確な意思表示を行ってください。

一人で悩まず相談窓口や信頼できる上司・同僚に相談してください。相談窓口での秘密厳守はもちろんのこと、相談したことで不利益をこうむることはありません。

ハラスメントを受けた人から相談を受けた場合や、ハラスメントまがいの職場環境を害する状況を見かけたら、見て見ぬふりをせず、必要に応じ、上司等に報告をしてください。



《ハラスメントに関する教育委員会の相談窓口》

安芸太田町教育委員会 教育課 ☎ 0826-22-1212

受付時間：月曜日から金曜日までの 8 時 30 分～12 時、13 時～16 時

（祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く）